

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和8年1月27日

長崎県知事職務代理者

長崎県副知事 浦 真樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ランドアーク島瀬ショッピングセンター

長崎県佐世保市島瀬町78番1 ほか11筆

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

ランドアーク株式会社 代表取締役 山口 嘉浩

長崎県佐世保市塩浜町8番50号

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,279 平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

佐世保市長 宮島 大典

(2) 意見書の内容

〔設置者、建物等の概要〕

①事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合には、再度調査・予測を実施した上で、必要な追加的対応策を講じていくこと。

〔騒音の発生に係る事項〕

①届出書記載の騒音対策を確実に実施し、営業活動に起因した生活環境に係る苦情があった場合は、誠意を持って対応すること。

②騒音規制法等に該当する施設を設置する場合には、事前に届出を行うこと。

〔廃棄物に係る事項等〕

①廃棄物の排出抑制及び減量化のため、資源回収業者に有価売却するなど、資源化に積極的に取り組むこと。

②敷地内の廃棄物保管施設においては、「産業廃棄物」、「一般廃棄物」の保管施設である旨の表示を、見えやすい位置に行うこと。

③産業廃棄物は廃棄物の種別ごとに表示を行い、仕切りを設けること。

〔街並みづくり等への配慮等〕

①営業活動に起因した生活環境に係る苦情があった場合は、誠意を持って対応すること。

②大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地域経済団体、地方自治体及び地域消費者や生活者との意見交換、地域イベント、タウンマネジメント活動等がある場合は、できる限りの積極的な参加をするよう努めること。

③大規模小売店舗による地域貢献を促す観点から、地元商工会議所や商工会・商店会へ可能な限り加入するよう努めること。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び佐世保市経済部商工労働課